

令和2年度 第2回 新潟支社 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和3年1月21日(木)	新潟支社 会議室	
委員	委員長 吉田 正之(新潟大学法学部・創生学部教授) 委員 阿部 和久(新潟大学副学長) 委員 石田 直樹(公認会計士・税理士) 委員 岩崎 英治(長岡技術科学大学 大学院教授) 委員 後藤 直樹(弁護士) 委員 沢田 克己(新潟大学法学部教授)		
審議対象期間	令和2年4月1日～令和2年9月30日		
抽出案件	総件数 5 件	(備 考)	
工 事	条件付一般競争		1 件
	拡大型指名競争		1 件
	随意契約		1 件
	調査等		1 件
物品・役務	1 件		
	意見・質問	回 答	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	な し		

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>【入札監視統一事務局における審査実施状況報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【入札・契約手続きの運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【競争参加資格停止等の運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【一次苦情及び一次説明処理状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【談合情報・疑義事実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【抽出事案の審議】</p> <p>1 工事</p> <p>1)条件付一般競争入札 「関越自動車道 塩沢石打SA受配電自家発電設備更新工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札者によっては、契約制限価格を大幅に上回る価格で応札している状況があるが何か要因があるか。 ・機器製作メーカーにより価格が結構、異なるということか。 ・機器製作メーカーにより価格が異なるとして、その平均値を契約制限価格とするのか。 ・安価な機器製作メーカーを選定しないと入札に参加できないということか。 ・入札状況調書について、1者だけに技術評価点が記載されているのは何故か。 ・新潟支社管内を発注単位としているが、分割するよりもメリットがあるということか。 ・応札者が4者であるが、参加者数としてどのように考えているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者が工事業者の場合は、機器製作メーカーから、見積を取得のうえ、入札価格を算出することになる。採用する機器製作メーカーも参加者毎に異なっているため、価格差が生じ、加えて今回の工事では設置箇所数も多いことから、差が広がったものと考ええる。 ・そのとおりである。 ・最低価格を採用している。 ・機器製作メーカーは得意・不得意分野の中で標準仕様書に示す規格、基準に見合う機器を製造していると思うが、当社としてはそれらの機器の中で最安のものを採用している。 なお、本工事は入札前価格交渉を採用しており、価格交渉に参加した者がどこの製作メーカーの機器を採用するかによって、見積額が左右されるので、それにより契約制限価格が決定されている。 ・契約制限価格を上回った者は総合評価値が算出されない。そのため、各参加者の技術評価点自体は決定されているが入札状況調書において記載していないということである。 ・本工事のような設備老朽化については、年度計画をもとに順次進めている。 数量が少ない場合、請負対象額も少なくなるため、受注意欲への影響も考えられる。 新潟支社管内は新潟県内で単一の県としてまとまることも踏まえ、このような発注単位としている。 ・不調案件もある中において、順当に参加いただいたと考える。

	意見・質問	回 答
	<p>・不調の原因は何か考えられるのか。</p> <p>・今回の落札者は更新前の機器を設置した者ですか。</p> <p>2) 拡大型指名競争入札 「上信越自動車道 観音平トンネルはく落防止対策工事」</p> <p>・参加者により応札額に乖離があるが具体的な理由は何か。</p> <p>3) 随意契約 「関越自動車道 関越トンネル万太郎立坑送排風機補修工事」</p> <p>・随意契約となるが落札率は100%とならないのか。</p> <p>2 調査等 「磐越自動車道 長谷地区詳細測量」</p> <p>・意見等なし</p> <p>3 物品・役務 「令和2-4年 FMラジオ番組広報業務」</p> <p>・特定の者との継続した契約となるが、前回の契約金額と比較してどうか。</p> <p>・特定の者に限定される契約となると会社としては提示された契約金額を承諾するか否かになるが、提示価格の妥当性についてどのように判断するのか。</p> <p>・安価であるという見解は他の業者と比較してという理解でよいか。</p>	<p>・例えば、施工場所が点在している場合、各現場に従事する技術者が必要となり、機器メーカー系の会社は配置技術者の確保の点で参加が難しいことが想定される。 また、機器製作の場合、工場の空き状況にも左右される面もあるが、当社としては受注意欲が増すように出来るだけ発注単位等を工夫している。</p> <p>・異なる者である。</p> <p>・本工事は入札前価格交渉を採用しており、交渉結果から当社が公表している積算基準、単価等を用いて算出した者と独自に取得した見積りにより算出した者において、価格に乖離が生じたものと考ええる。</p> <p>・本工事は入札前価格交渉を採用のうえ、契約制限価格を決定しておりますが、交渉対象項目は機器分解整備費であり、諸経費については交渉対象としておりませんので、当社の積算基準における経費率と見積り相手先の会社独自の経費率における差と考える。</p> <p>・前回と比べて若干の減額となっているが、前回はイベント関連広報業務が含まれていたことによるもので、その他については、ほぼ同額である。</p> <p>・本業務は特定のタレントを起用した事業広報業務で、平成18年から継続しているものであるが、各項目の金額については値上がりせず、安価な価格で業務継続できていると認識している。</p> <p>・そのとおりである。</p>

	意見・質問	回 答
審査結果の報告	<p>【講評】</p> <ul style="list-style-type: none">・本日審議しました案件については、適正に手続きされている。・社会情勢、経済情勢的にも難しい中で努力されているかと考えるが、今後も継続していくことをお願いしたい。・継続的に契約している業務については、前回の契約金額を参考に明記いただきたい。・「測量業務」が低入札となっているが、全体として下限価格の設定が無く、結果として入札価格が低くなる傾向が散見される。 従前よりそのように運用してきたものとするが受注意欲が強く働いた場合、適切な価格での応札にならないことが懸念されます。 時間を掛けての課題と思われるが対応策等について、今後ご検討いただきたい。	